

## 令和元年台風第 15 号の影響による停電に伴う災害の影響を受けた

- 雇用保険受給者の皆様へ
- 事業所の休止又は廃止等により一時的に離職している労働者の皆様へ

### 1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

### 2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続を行うことができます。

### 3 「災害時における雇用保険の特別措置」があります。

災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により一時的に離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特別措置があります。

令和元年台風第 15 号の影響による停電に伴う災害により、災害救助法の指定地域内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

- 雇用保険に 6 か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。
- 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票（「災」表示有り）、身分証明書（運転免許証など）、マイナンバーが確認できるもの、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦 3 cm × 横 2.5 cm）が必要です（受給手続に必要なこれらの確認書類がない場合は近くのハローワークにご相談ください）。

#### ※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、一時離職後に雇用保険被保険者資格を取得しても、一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークにご相談ください。



## 千葉労働局管内ハローワーク

| ハローワーク       | 所在地   | 電話番号         |
|--------------|---|--------------|
| 千葉           | 〒261-0001<br>千葉市美浜区幸町 1-1-3                       | 043-242-1181 |
| 千葉南          | 〒260-0842<br>千葉市中央区南町 2-16-3<br>海気館蘇我駅前ビル 3 階・4 階 | 043-300-8609 |
| 市川           | 〒272-8543<br>市川市南八幡 5-11-21                       | 047-370-8609 |
| 銚子           | 〒288-0041<br>銚子市中央町 8-16 銚子労働総合庁舎                 | 0479-22-7406 |
| 館山           | 〒294-0047<br>館山市八幡 815-2                          | 0470-22-2236 |
| 木更津          | 〒292-0831<br>木更津市富士見 1-2-1 スパ-クルシティ木更津ビル 5 階      | 0438-25-8609 |
| 佐原           | 〒287-0002<br>香取市北 1-3-2                           | 0478-55-1132 |
| 茂原           | 〒297-0078<br>茂原市高師台 1-5-1 茂原地方合同庁舎 1 階            | 0475-25-8609 |
| いすみ          | 〒298-0004<br>いすみ市大原 8000-1                        | 0470-62-3551 |
| 松戸           | 〒271-0092<br>松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3 階                | 047-367-8609 |
| 野田           | 〒278-0027<br>野田市みずき 2-6-1                         | 04-7124-4181 |
| 船橋<br>(第二庁舎) | 〒273-0005<br>船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 ビル 4 階         | 047-420-8609 |
| 成田<br>(駅前庁舎) | 〒286-0033<br>成田市花崎町 828-11 スカイトウン成田 3 階           | 0476-89-1700 |

※船橋及び成田公共職業安定所は庁舎が 2 か所あります。失業給付の受給手続きは、船橋は第二庁舎で、成田は駅前庁舎にて行っております。